

大阪府告示第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、東部大阪都市計画下水道事業（昭和38年建設省告示第41号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月25日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 施行者の名称  
寝屋川市
- 2 事業施行期間  
昭和38年1月14日から令和10年3月31日まで
- 3 事業地  
(寝屋川市寝屋川北部流域関連公共下水道)
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし